# 児童虐待・事例検討会 2020

## 事例検討・事例解説・支援方針の立案・講義 グループスーパーヴィジョン形式で行います

児童虐待には原因があります。それは母子間に愛着関係が成立していないことです。

**愛着関係**とは、母親が子の感覚や感情を我がことのように感じ、子が寒そうにしていれば母親も同じ寒さを感じ、子が美味しそうに食べていれば笑みがこぼれる、そんな母子の関係です。愛着関係があれば、母親は子の痛みを自分の痛みとして感じてしまうので、子を叩き続けることはできません。だから、当たり前に愛着関係がある「普通の家庭」では虐待は起こりません。

母子間の愛着関係が希薄だと、母子間の虐待が起こるだけでなく、母親が父子間の虐待を見逃したり容認してしまって、父親(や他の家族)からの虐待も起こりやすくなります。

「児童虐待・事例検討会 2020」では、①参加者から提示された虐待事例、もしくは②講師・事務局から提示した事例を分析して、正しい「見立て」を作り、その土台の上に具体的な援助・支援方針を立案していきます。実際には、次のような手順で解析を行います。

- 1. **母子間に愛着関係は成立しているか、否か**を検討する。(実母が不在の場合、主たる養育者と子の間、実父との間、 継母や継父との間、祖父母との間ではどうか、これらも同時に検討する)
- 2.**愛着関係不成立の原因は何か**を検討する。①多くの場合は実母の**「軽度」知的能力障害**が原因ですが、他にも ②父親の発達障害・精神障害や、③**母親の被虐待体験**などが愛着関係の問題(困難さ)を引き起こしています。
- 3. **愛着関係の不成立がどのように虐待につながったか**を具体的に検討する。①母子の間、②父子の間、③同居者と子との間など、虐待内容・経過を**家族成員間の力関係**から分析する。

これら3段階の解析ができて初めて、虐待事例に対する有効な援助・支援方針を立案することが可能となります。 虐待の事実だけを確認して一時的な母子分離を実施したとしても、母親の発達障害(「軽度」知的能力障害)を見 逃していれば、母子の再統合が行われた時に再び同じ虐待が繰り返されてしまいます。また、母親に被虐待体験によ る心的外傷があることを見逃していれば、母親に対して良かれと思って行った援助・助言等の支援が母親を追い詰め ていく結果になり、支援者との関係が途切れてしまいます。

事例検討会では、

- A. 上記のようなステップに沿って個々の事例を検討し、**見立てを確定し、援助・支援方針を立案**します。
- B. 必要に応じて、<mark>児童虐待を理解するための講義</mark>(愛着関係について、「軽度」知的能力障害について、被虐待体験をもった母親の心的外傷について、被虐待児の心理=反応性愛着障害および誤解されやすい疾患について)を実施します。
- C. 母子間の愛着関係を再構築するためのカウンセリング (心理・精神療法) の方法を助言します。
- ※ 事例を参加者から募集します。

①メモ/文書での提供の場合、事務局が責任を持って印刷・配布・回収・破棄をいたします。また、②口頭での事例提供や、③その場での質問という形でご提示いただくことも可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

- 講師 高橋和巳(精神科医)/スーパーヴィジョン&講義
- 日時 偶数月の日曜日 14:30 ~ 17:30 全6回

2020年4/12 6/14 8/9 10/11 12/6 2021年2/7

- 場所 東京学院ビル 2 階教室(JR 水道橋駅西□徒歩 1 分)
- 定員 40名(先着順)
- 参加費 全 6 回 30,000 円
- 参加申込受付開始2020年3月9日(月)

## 参加資格・参加費・申込方法

#### 日時・会場

偶数月・下記の日曜日 14:30 ~ 17:30 (全6回)

2020年4月12日 6月14日 8月9日 10月11日 12月6日 2021年2月7日

#### 東京学院ビル 2 階教室

JR 総武線各駅停車 水道橋駅西口 徒歩 1 分 千代田区三崎町 3-6-15 (裏表紙の地図参照)

#### ● 対象・参加資格

#### (1)専門職の方で守秘義務を厳守できる方(必須条件です)

(守秘義務とは、検討会の中で紹介された事例や、講義の質疑応答の中で知り得た事例についての個人情報等を他に漏ら さないことで、医師・弁護士・公務員・その他下記に示す一定の資格者に課せられる、業務上の秘密を守る義務です)

- (i) 児童相談所・子ども家庭支援センター・保健所・福祉事務所・福祉施設・病院・クリニックなどで 児童虐待防止に関わっている専門職の方
- (ii) 小中学校・高校の養護教諭・教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- (iii) 母子自立支援員・婦人相談員・母子生活支援施設職員・主任児童委員・児童養護施設職員・乳児院職員
- (iv) その他、虐待防止の支援活動をされている人で、守秘義務を持ち、それを厳守できる方

#### ②「児童虐待防止 支援者のための講座」の内容を理解している方(必須条件ではありません)

※これは必須条件ではありませんが、下記の点をあらかじめご承知おきください。

当検討会で行われる事例検討 / 解説 / 講義などの内容は、上記の**講座**を終了している方や**講座 2020** を受講中の方を想定して行われます。

講座を受講されたことのない方は、**講座 2020**(2020 年 3 月 16 日申込受付開始・5 月 17 日 開講 / 奇数月の日曜日: 2020 年 5/17、7/5、9/6、11/8、2021 年 1/17、3/7)を並行して受講されることをお薦めします。

#### ● 定員 40 名 (先着順)

(各回の定員に余裕がある場合は、各回毎にスポット参加を受け付けます。お問い合わせ下さい)

● 参加費 全6回 **30.000 円** (各回のスポット参加は1回6,000 円)

参加費の振込先、振込期限は申込後、返信メールにてご案内いたします。

(スポット参加の場合は当日、会場にてお支払いください)

#### ● 申込方法

①氏名(ふりがな) ②郵便番号・住所 ③電話番号 ④E-Mail アドレス ⑤所属機関

⑥職種(資格・職域)を明記の上、下記申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

(携帯電話・スマートホンから申し込む場合、下記の事務局アドレスの受信ができるように設定してください)

2020年3月9日(月)から申込受付を開始いたします。定員になり次第締め切ります。

申込後、事務局から参加可否の返信がない場合は、お手数ですがお問い合せください。

●●● お問合せ・申込先 ●●●

児童虐待防止支援者のための講座 事務局

counseling & consultation office SonRisa 内

担当:中村聡太郎

E-Mail: group\_stop\_gyakutai@yahoo.co.jp

Tel 090-2653-1892

## 事例検討/講義の内容

#### ● 事例検討の内容

毎回、参加者から事例を提供していただき、事例のA.「見立て」とB. 援助・ 支援方針について講師とともに検討していきます。事例の提供がない場合は事 務局・講師から提示することもあります。

昨年度(2019年度)は子ども家庭支援センター、保健所、学校、児童養護施設などからたくさんの事例が提示されました。内容に応じて文書、メモ、口頭で提示され、そのうちの何例かは事例検討会の後も支援経過が逐次報告されて、参加者で共有し、問題が改善されていく過程を追うことができました。

#### ●A. 見立てを作る

#### ①虐待があるのかどうかの評価 / 誤報・誤認のチェック

虐待情報が入ってきた場合、実際の虐待内容の検討とともに、誤報・誤認のチェックも欠かせません。虐待の通告や通報には時々「誤報」が混じります。また通告や通報をうけた関係機関の「誤認」も起こります。検討会では誤報・誤認を見分ける方法も学びます。

②虐待内容(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待)の確認および その**重症度**(=特に**生命の危険性**)の評価

もっとも大切な評価は生命の危険性があるか否かです。それによって以後の 対応が大きく異なります。

#### 3虐待の原因の確定

多くの虐待は<mark>母親の「軽度」知的能力障害=愛着関係の不成立</mark>によって起こります。それを母親のどんな発言や行動から見分けるかを学びます。

#### 4 虐待者の精神状態の評価

発達障害=「軽度」知的能力障害、精神障害=統合失調症とその関連疾患、うつ病などの評価、および、虐待者自身の被虐待体験などを検討します。

#### 5家族成員間の力関係の評価

誰が虐待を行い、他の家族はどうしてそれを止められないかなどを検討します。これは支援方針を立て、家族介入を行う時に重要な視点となります。

#### **⑥子の精神状態の評価**と社会適応レベルの評価

「軽度」知的能力障害は遺伝疾患なので子に同じ障害が見られる場合があります。また子に障害がない場合には、虐待による心的な外傷(=反応性愛着障害)の程度を評価することが重要で、子の支援方針を立てる時のポイントになります。

#### ●B. 援助・支援方針を立てる

上記の見立てを土台にして適切な方針を立てていきます。支援方針は、母親(虐待者)と子(被虐待者)への方針を分けて考えます。

#### ①母親(虐待者)の支援方針

母親に「軽度」知的能力障害があるか否かで支援方針は異なります。

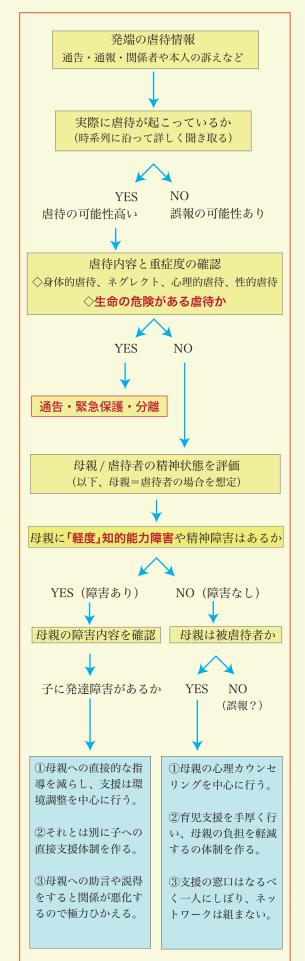
- (i)「軽度」知的能力障害がある場合、母親が育児のどの段階でつまずいているか、どのようなサポートがあれば負担が軽減するのかを検討します。
- (ii) 母親が正常知能で被虐待者である場合、うつ病や解離性障害の評価、心 理カウンセリングの可能性を考えます。

#### ②子(被虐待者)の支援方針

子に発達障害や精神障害がある場合とない場合に分けて方針を立てます。発達障害等がない場合は、反応性愛着障害の程度を見きわめ、母親の見立てとの組み合わせで子の支援方針を決めていきます。

#### 講義の内容

講義は提示された事例に関連する部分や参加者からの質問によって適宜行われます。重要なテーマは、(i) 母子間の愛着関係が成立しない原因としてもっとも多い母親の「軽度」知的能力障害と、(ii) 被虐待体験を持った母親の心理です。



## 講師紹介

- 高橋和巳 精神科医 医学博士 風の木クリニック院長
  - 大学では睡眠脳波の解析、脳機能マッピングなど脳科学研究を行った。
  - 長く**都立松沢病院**に勤めて統合失調症などの精神科一般の診療の他、精神科救急病棟・急性期病棟・アルコール専門外来などを担当した。
  - 松沢病院精神科医長を退職後は 2004 年に**風の木クリニック**(千代田区麹町)を開院し診療している。 クリニックでは一般の精神科診療の他に、虐待問題に関係するものとして、以下のような治療を行っている。
    - 1. **幼少時に虐待を受けた人の診療**(幼少時の心的な外傷が成人してから、反復性うつ病=燃え尽き症候群・解離性障害・パニック障害や非定型的な摂食障害などとして現れる)
    - 2.「被虐ママ」の診療・カウンセリング(産後うつ、子育て不安)
    - 3. 被虐待者の心理カウンセリング・ケースワークの助言(専門家向け)
  - 児童虐待問題の教育、心理カウンセラーの教育に取り組んでいる。
    - 1. 「児童虐待防止 支援者のための講座」 定期開催
    - 2. 「HCM カウンセリングセミナー」(http://hcm-seminar.net) 定期開催
  - 都内の保健センター・子ども家庭支援センターなど数カ所で虐待事例のグループスーパーヴィジョンを行っている。
  - 著書に『精神科医が教える聴く技術』、『「母と子」という病』(ちくま新書)

『消えたい - 虐待された人の生き方から知る心の幸せ』(ちくま文庫)

『子は親を救うために「心の病」になる』(ちくま文庫)

『心を知る技術』(筑摩書房)

『人は変われる』(ちくま文庫)

『新しく生きる』(三五館)

『わたしは「悪い子」?』(学習研究社)など多数がある。

精神保健指定医/日本精神神経学会精神科専門医/日本睡眠学会睡眠医療専門医

## 会場 東京学院ビル2階 JR 水道橋駅 西口1分 東京ドームホテル 黄色いビル 都営三田線 A2 外堀通り 神田川 ← 新宿・飯田橋 一 西口 お茶の水・東京 → JR水道橋駅(総武・中央線) ● 銀だこ ルノアール パチンコ 東京学院ビル2階 東京都千代田区三崎町 3-6-15 Tel 03-3261-0017

### ●●● 児童虐待防止支援者のための講座 事務局 ●●●

E-Mail group\_stop\_gyakutai@yahoo.co.jp